

イギリスの身体障害者の 移動サービス

厚生省公衆衛生局地域保健課 炭谷 茂

昨年10カ月に渡り英国に滞在して、英国の社会保障制度の調査研究を行う機会を得た。絶好のチャンスなので、調査研究の対象は特に限定せず、出来る限り幅広く行い、厚生行政全般に及んだ。

10カ月という短期間であったが、学ぶべきことは多かった。ソーシャルサービスにおけるボランティアの目覚ましい活動、包括的な母子保健対策、コミュニティ・ケアの推進等我が国より一歩進んだ分野もあれば、老人医療のように我が国と同様に悩んでいる問題もあった。

就中もっとも印象づけられたのは、社会福祉全般に言えることだが、政策の総合性ということである。身体障害者対策を一つ例にとると、

医療→リハビリ←教育・雇用
福祉サービスと一環し、もしその流れに穴がみつければ、直

ちに修繕されている。当初から政策の総合性が完成したわけではなく、英国一流の経験主義の積み重ねによるのである。

ここでとりあげた身体障害者の移動サービスの実態において政策の総合性の一面を垣間見ることができる。

「移動サービス」という用語は、私の創作かも知れないが、他に適当な用語がないので敢えて使用してみた。「移動」は、mobility の翻訳である。

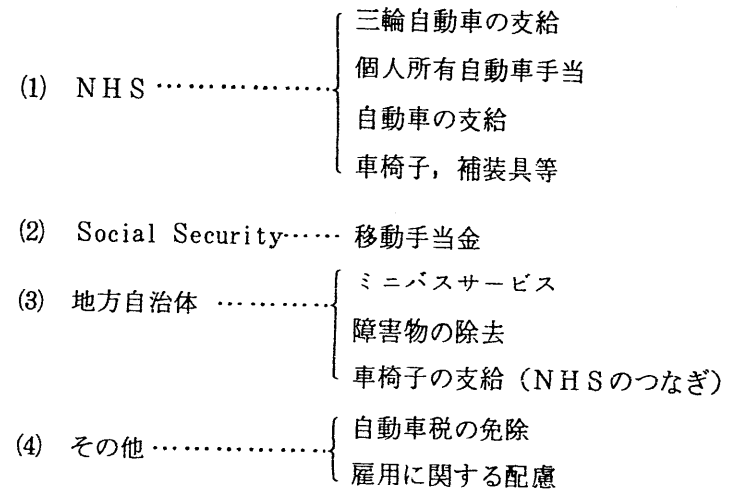
ここで使用した「移動サービス」の内容は、身体障害により自由に行動できない者に対し、その障害を補完するためのサービスである。

1. 沿革

今日の英国の移動サービスの体系は、図1のとおりである。一覧して理解できるように極めてキメが細かく、網羅的である。

しかし、このように充実整備されるようになったのは、最近になってからである。このサービスの発端は、1921年英国赤十字が戦争年金を受けている身体障害者を対象に動力付き車椅子を提供したことに求めることができる。

図1. 英国の移動サービスの体系



この車椅子は、Bath Chair と呼ばれている。この由来は、ローマ時代の名残りを留める古都 Bath 市で初めて用いられたことにある。

さらに、第二次大戦後は小型自動車の提供等戦争傷害者を対象にこの分野の施策が推進された。

しかし、一般の障害者への対策は遅れ、第二次大戦後になってから開始されたのである。まず1948年から三輪自動車、1964年から自動車の支給、1976年には移動手当金が創設され、逐年整備充実され、今日の姿に至っている。

2 NHSにおける施策

身体障害者への車椅子，自動車の支給等基本的な移動サービスは，ナショナル・ヘルス・サービス（NHS）の一環として行われている。NHSが，総合的な保健医療を担当しているという一面が理解される。

(1) 三輪自動車（Powered invalid three-wheeler）

NHSがスタートしたのは，1948年であるが，それと同時に身体障害者への三輪自動車の支給が開始された。

三輪自動車と言えば，我々日本人には，現在では余りお目にかかることができない貨物用の中型三輪車を想像するが，NHSで支給される三輪自動車は，もっと小型で，オートバイに幌をセットしたようなもので，卒直に言えば，チャチな感じを与える。

この三輪自動車は，ガソリン又は電気が動力で1シートしかない。このうえ，障害者本人が運転しなければならず，大変評判が悪い。この他，安定性が悪く危険であるとか，騒音がひどいといった批判がある。5，6年前，三輪自動車は危険だから，通常の自動車に切り替えるべきだという一大キャンペーンが民間で展開された。今日でも三輪自動車への批判は根強い。

なお，NHSにおいて移動サービスを受ける基本的要件は，次のいずれかに該当することである。

- (ア) 片足又は両足の膝以上が欠損していること。
 - (イ) 運動機能の欠陥又は重度の慢性的な肺又は心臓の障害があり，その結果事実上歩行できないこと。
 - (ウ) 軽い障害であるけれども通勤の往復に公共交通機関が利用できず，個人的な交通手段が必要とする程度に歩行が制限されていること。この場合の勤務は，フルタイム又はそれに類似するもので給与を得るものであることが必要である。また，勤務していない場合で，買物等日常用務に必要であっても良い。
- (2) 個人自動車手当（Private car allowance）

個人自動車手当制度は，1964年から実施されたもので，制度発足当初は，障害者が所有する自動車について制御装置を障害者用に改造する経費に充てるという趣旨であったが，その後ランニングコストに充てるということに拡大されている。

なお，この手当を受けるためには，自動車が障害者本人名義で登録されていること，損害保険に加入されていること，障害者が全国に通用する運転免許を有していることが必要とされている。

(3) 自動車の支給

1964年に新設されたもので，支給要件は，次のいずれかに該当することで大変厳しい。

- (ア) 親族関係にある二人以上の障害者が同じ家に居住し，そのうち一人が運転できること。
- (イ) 障害者である親が，子供のために一日のうちかなりの時間運転できること。
- (ウ) 運転できる障害者が，盲人の親族と一緒に居住していること。
- (エ) 血友病の障害者。

要件のうち健康条件に着目したのは，(エ)のみで，他はむしろ社会的環境に重点をおいたものである。(エ)の要件も，1972年に追加されたものである。

要件が厳しいため，表1にみるとおり三輪自動車に比べ利用者が少ない。前述したように三輪自動車が不評であり，もっと自動車の支給要件を緩和すべきであるという意見が強い。例えば，歩行能力，公共交通機関の利用の可否等から判断して自動車が必要と考えられる場合，障害者が運転できないときも対象とすべきであるという意見が出されている。

支給された自動車の維持・修理は，受給者が行うが，要した経費の一部は，国から償還を受けることができる。新車への交換も国によってなされる。

(4) 車椅子

NHSの担当医師が必要と考えた場合支給される。車椅子を自力で動かすこ

表1 移動サービス受給者の状況 (イングランド)

(人)

種別	年	1971	1972	1973	1974
車 椅 子		120,517	134,441	152,911	168,819
三 輪 自 動 車		20,413	21,020	22,051	20,335
自 動 車		6,825	7,316	8,560	9,304
個人自動車手当		1,502	9,568	14,401	18,647

(資料) Health and personal social services statistics for England (1975)

とができない場合は、電動の車椅子が支給される。

この車椅子について室内のみ有効であること、修理が長くかかること等の不満がある。

(5) 請求の方法

通常障害者は、G P又は病院のコンサルタントと相談する。医師は要件に該当するか否かを判断するが、場合によっては、補装具センター (Artificial limb and appliance centre) で検査を受けさせることが必要なこともある。

医師の推薦状は、補装具センターに送られ、さらに保健社会保障省 (DHSS) へ回送される。これについてDHSSが判断し、補装具センターを通じ、障害者に決定内容を通知することになる。

補装具センターは、障害者の移動サービスの実際運営の要となっている。この主な活動内容としては、次のようなものがある。

- (ア) 義肢義足の支給及びその訓練
- (イ) 三輪自動車、自動車及び車椅子の支給
- (ウ) NHS の移動サービスの申請者の検査
- (エ) 車椅子等の修理
- (オ) 義眼の支給

このセンターは、グレートブリテンには36あるが、人口分布にあわせて配置されている。新しいセンターは、地区一般病院又はリハビリ専門病院に近接して建設されるようにしている。病院との連携協力が不可欠であるからである。

私は、滞英中オックスフォードにある補装具センターを訪れたが、やはりリハビリ専門病院と併設され、近代的な大規模なものであった。

3. Social Security における施策

Social Security においては、障害者に対して障害給付、介護手当金等の支給が行われているが、昨年1月から移動手当金 (Mobility allowance) 制度が発足した。この手当金は、NHSから前述した自動車等の支給を受けていない者に対して移動障害に伴う負担軽減を図る趣旨で、支給額は週5ポンドである。

この制度の対象者は、5歳から60歳 (女)、65歳 (男) までで、次の要件に該当する者である。

(1) 医学的要件

重度な身体障害のため歩行できず、かつ、その状態が1年以上続くとみられ、移動手当金を利用することができること。即ち長期入院者、重度の精神障害者は除去される。

(2) 居住要件

通常英国に居住しており、かつ、請求時に現に英国にあり、過去18カ月のうち12カ月は英国に居住していたこと。

この手当金は、無拠出制である。しかし、財政上の理由で三段階で実施される。第1段階として最初に15~50歳までの者を対象とし、第2段階として5~14歳に拡大し、最後に50歳以上を加えることとしている。

支給の決定は、請求者が出向いて医師の検査を受け、その結果をもとに insurance officerが行うこととされている。請求者が要した交通費は支給される。また、請求者が医師の所へ出向くことができないときは、自宅で検査を受けることができる。

これに要する経費として1976年度予算では800万ポンドが計上されている。

4. 地方公共団体における施策

(1) 地方公共団体は、身体障害者を地方公共団体が行うパーティ、講演会等の行事に参加させるため、ミニバスを利用して、自宅からセンターまでの送り迎えのサービスを行っている。ミニバスには水圧利用の昇降機がとりつけられており、車椅子利用者も簡単に乗り降りできるよう工夫されている。

センターで行う行事の成否は、このサービス如何にかかっているとのことである。

(2) 車椅子は、NHSから支給されるが、NHSから支給されるまでの間の繋ぎに必要とされる車椅子は、地方公共団体から支給される。この料金は、大半が無料である。

(3) 1970年に「慢性病及び廃疾法」(Chronically sick and disablement persons act)が制定された。これは、障害者の特別な社会的ニーズに応ずるための総合的な法律で、住宅対策、レクリエーション対策等多彩な内容になっている。

この法律のなかで、地方公共団体は、公共建物、学校、公衆便所等へ身体障害者が容易に出入りできるよう障害物を除去するなど工夫が行うという義務を課している。しかし、この対策は、未だ充分浸透していないというのが実情である。

また、地方公共団体は、身体障害者が使用する自動車にその旨の表示を付け、駐車等に特別措置をとることになっている。

このほか、身体障害者については、自動車の免許、規制について緩和することとされている。

5. 雇用に関する配慮

身体障害者が通勤する場合、公共交通機関が使えず、財政援助を受けないとタクシー等の代替交通手段が利用できない場合、雇用者は、タクシー代等の財政援助を行うこととされている。このタクシー代は、NHSから三輪自動車を支給を受けるまで、もし、三輪自動車を運転できないときは、無制限に支給される。

6. 自動車税の免除

次の要件に該当する場合は、自動車税が免除される。障害者本人が自動車を運転していなくても恩恵が受けられる唯一のものである。

- (ア) 移動サービスの受給要件に合致すること。
- (イ) 障害者が他人に運転してもらうことが必要であること。
- (ウ) 介護手当金をもらってフルタイムの介護人に世話してもらっていること。
- (エ) 本人の名前で登録され、本人のために大部分が使用されている自動車であること。

7. 結びにかえて

移動サービスの概要は、以上のとおりであるが、このような行政側からの施策のほか、もっと重要なことは、国民の心である。盲人が交差点でまごついていたら、誰かが手を引いて渡らせる風景に良く出会ったし、車椅子を後から押して坂道を昇らせている若者も多かった。イギリスについて産業政策、教育政策等で種々の批判があるにしろ、福祉について言えば、その根の深さに我が国が到達できる日は未だ来ていない。